

行政処分の公表

この度、弊社は中部運輸局より以下の行政処分を受けました。
お客様並びに関係者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に向け管理体制を再構築し、信頼回復に努めてまいります。

1. 行政処分の発令日

平成 29 年 11 月 24 日

2. 対象営業所

刈谷営業所

3. 処分内容

輸送施設の使用停止（60 日車）

4. 主な違反事実

飲酒運転防止に係る指導監督義務違反

（道路運送法第 27 条第 3 項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項）

5. 処分にに基づき講じた措置

- ・従業員への指導教育を強化
- ・アルコール検知器不正使用の防止対策を実施
- ・宿泊先におけるアルコール検査の強化